

高 萩 市 教 育 委 員 会

令和6年3月臨時会会議録

- 1 日 時 令和6年3月22日(火) 午後1時00分～午後1時23分
- 2 場 所 本庁舎 会議室2-2
- 3 議 事
 - (1) 会議録署名委員の指名について
 - (2) 議案第7号 学校医の委嘱について
 - (3) 議案第8号 学校医の委嘱について
 - (4) 議案第9号 高萩市公民館規則を廃止する等の規則の制定について
 - (5) 議案第10号 高萩市教育委員会事務局処務規程の一部改正について
 - (6) 議案第11号 教育委員会の事務局及び関係機関職員の人事(内示)について
- 4 その他
- 5 出席委員

教育長	大内 富夫
教育長職務代理者	小林 正治
委 員	増子 恵美
委 員	佐川 睦子
- 6 欠席委員

委 員	山崎 貴志
-----	-------
- 7 説明のため出席した職員

教育部長	大森 壮一
教育総務課長兼私学振興室長	小森 日路子
教育総務課係長兼教育総務GL	小野瀬 恵子

○教育長

ご報告申し上げます。ただいまの出席者4人、欠席者1人であります。よって定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、高萩市教育委員会の3月臨時会を開会します。

説明のため、事務局職員を出席させておりますので、よろしくお願いします。

お手元の議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

「(1) 会議録署名委員の指名について」を議題といたします。

会議録につきましては、「高萩市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長及び会議で決めた委員1名が署名しなければならない。」とされております。

教育長において、署名委員を指名させていただいてよろしいでしょうか。

【各委員から異議なしとの声あり】

○教育長

それでは、小林教育長職務代理者を指名いたします。よろしくお願いします。

○小林教育長職務代理者

はい。

○教育長

次に、「(2) 議案第7号 学校医の委嘱について」及び「(3) 議案第8号 学校医の委嘱について」を一括して議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局

※事務局、資料に沿って説明する。

○教育長

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。無いようですので、採決を行います。なお、採決については議案ごとに行います。最初に、「議案第7号 学校医の委嘱について」ご承認いただける委員は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって、「議案第7号 学校医の委嘱について」は、原案のとおり可決することに決定いたします。

続いて、「議案第8号 学校医の委嘱について」の採決を行います。ご承認いただける委員は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって、「議案第8号 学校医の委嘱について」は、原案のとおり可決することに決定いたします。

次に、「(4) 議案第9号 高萩市公民館規則を廃止する等の規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局

※事務局、資料に沿って説明する。

○教育長

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○小林教育長職務代理者

整理すると、今まで中央公民館でやっていた機能が、生涯学習グループと福祉セ

ンターの方に分かれるということですか。

○事務局

そうですね。新しい課ができるということで、そちらで中央公民館と松岡地区公民館、リーベロ等の貸館については行うことになります。図書館と文化会館はそのまま教育委員会に残りますので、生涯学習グループの方で所管するというようになります。

○小林教育長職務代理人

なるほど。それに関わる印鑑等も全部変わってくるんですね、分かりました。

○教育長

よろしいでしょうか。それでは、無いようですので、採決を行います。

「議案第9号 高萩市公民館規則を廃止する等の規則の制定について」ご承認いただける委員は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって、「議案第9号 高萩市公民館規則を廃止する等の規則の制定について」は、原案のとおり可決することに決定いたします。

次に、「(5) 議案第10号 高萩市教育委員会事務局処務規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

○事務局

※事務局、資料に沿って説明する。

○教育長

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、無いようですので、採決を行います。

「議案第10号 高萩市教育委員会事務局処務規程の一部改正について」ご承認いただける委員は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって、「議案第10号 高萩市教育委員会事務局処務規程の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定いたします。

次に、「(6) 議案第11号 教育委員会の事務局及び関係機関職員の人事(内示)について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

○事務局

※事務局、資料に沿って説明する。

○教育長

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。それでは、無いようですので、採決を行います。

「議案第11号 教育委員会の事務局及び関係機関職員の人事(内示)について」ご承認いただける委員は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって、「議案第11号 教育委員会の事務局及び関係機関職員の人事(内示)について」は、原案のとおり可決することに決定いたします。

なお、当該議案につきましては、この後、市長部局あて承認した旨の意見書を提出することになります。

それでは、これもちまして、議事を終了いたします。

次に、「3 その他」に移ります。

それでは、事務局で何かございますか。

○事務局

【辞令伝達式について及び次回定例会の場所の変更について説明】

○教育長

委員の皆さんから特にないでしょうか。

それでは、以上もちまして、教育委員会3月臨時会を終了いたします。

【閉会 午後1時23分】